中央区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱の一部改正 新旧対照表 (案)

改正後(案)						現行					
(組織及び役割) 第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会と する。 2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に 掲げるとおりとする。					(組織及び役割) 第3条 自治協議会に置く部会は、常任部会と特別部会とする。 2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。						
名称	拠点と賑わい のまち部会	人にやさしい 暮らし のまち部会	水辺とみなと のまち部会	中央区自治 協議会 だより編集 部会		名称	処点と賑わいのまち部会	暮らしのまち部会	かまち部会	中央区自治 協議会 だより編集 部会	
	商店街まちなか回遊都市機能交流人口など	教育連携・社 会教育 協働 健康・福祉 防災・防犯 生活環境 など	歴史・文化 産業 まちな	「中央区自 治協議会だ より」の編集 を行う			まちなか再生 新交通システ ム 賑わいづくり など	防災 安心・ 安全 教育 福祉 など	海岸 河川 <u>鳥屋野潟 みなと 観光など</u>	「中央区自 治協議会だ より」の編集 を行う	
分 野		 まちづくり計画 る部会の担当分 <u>《安心してす</u> こやかに暮				分野		まちづくり計画 する部会の担当分 <u>Ⅲ 人にやさ</u> <u>しい暮らし</u> <u>のまち</u>			
3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認め						3 部会は、所管する分野における課題、区ビジョンまちづくり計画に係る必要な事項その他部会が必要と認め					

改正後(案) る事項を調査、審議及び検討する。	現行	備考
ス重項を調本 案議及び給計する 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		VIII J
4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定 4 の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことが の	る事項を調査、審議及び検討する。 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。	